

## 「弁護士業務から見る公共政策（法律相談を中心に）」

### （議事録）

講 師 小谷 寛子 弁護士  
指導教員 久末 弥生  
日 時 平成26年（2014年）6月13日（木）午後6時30分～9時  
主 席 者 都市公共政策研究分野 M1・M2  
議事録担当 南畑 早苗（M1）

### （講師紹介）

大阪弁護士会所属 弁護士 小谷法律事務所所長  
〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番4号 御影ビル5階 小谷法律事務所  
電 話 06-6361-8717 F A X 06-6361-6817  
取扱分野：一般民事、家事、刑事事件、企業法務、消費者被害事件、多重債務事件。  
平成19年度大阪弁護士会副会長。大阪府情報公開審査会委員等の公職。法テラス大  
阪地方事務所副所長、NOVA被害者弁護団、大和都市管財被害者弁護団等

### （講義内容）

#### 1. 自治体の法律相談（弁護士が相談を担当する自治体主権の法律相談）の内容説明

- ・自治体が住民サービスの一環として「無料法律相談」を主催。
- ・弁護士会が自治体と業務委託契約を締結し、法律相談を担当する弁護士の割り当て、研修、苦情処理を行っている。
- ・相談者は法律相談の場で担当弁護士に直接依頼することはできないが、相談連絡票を使って後日担当弁護士に直接依頼することができる（連絡票制度）。
- ・大阪府下43自治体のうち37自治体が大阪弁護士会と業務委託契約を締結している。他の機関（社会福祉協議会等）を含めると58団体。相談箇所は114箇所（平成24年）
- ・大阪府の法律相談料は、弁護士会と大阪府の市長会で協議し決定している。相談料は長年3時間3万円だったが平成25年度は5%減額で妥結。相談時間は1件あたり

20分～25分だったが、30分に延長した。

・弁護士会が相談担当した弁護士に日当の支払いをしている。

## 2. 各種法律相談について（相違点）

各種の法律相談を3つの主体別で相違点を説明。3つの主体とは「自治体等」「弁護士会」「法テラス」である。

・自治体等が主体となっている無料相談・・・住民ができる気軽な法律相談。一般的な法律についての相談。41,604件／24年度。場所は各自治体114箇所。受任率は3.3%。

・弁護士会の法律相談・・・「一般相談」「専門相談」がある。相談料は原則有料（サラ金等無料法律相談あり）。事件性が高い。14,685件／平成24年。場所は弁護士会館の他なんば、堺、岸和田、谷四、南河内等場所を借りて開催。相談担当をした弁護士が直接受任できる。受任率は20.9%である。専門相談は分野ごとに相談担当弁護士に研修や実務経験等の要件を課している。

・法テラスの法律相談・・・（独）日本司法支援センターが主催。担当弁護士は法テラスと契約した弁護士である。相談料は無料。相談要件として、①資力乏しいこと②民事扶助の趣旨に適していることがある。場所は、法テラスの事務所や契約弁護士事務所・指定相談場所で行っている。相談担当弁護士は直接受任できる。

\*「法テラス」とは、（独）日本司法支援センターのことで、司法制度改革において制定された総合法律支援法に基づき平成18年4月10日に設立。法務省所管の独立行政法人。民事・刑事を問わずあまねく全国において法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられることを目指して設立された。業務は①情報提供業務②民事法律扶助業務③国選弁護士等関連業務④司法過疎対策⑤犯罪被害者支援業務等がある。

・「法テラス」の認知度は、「名前だけは聞いたことがあるような気がする（26.2%）」を含めても40%ほどで、まだ十分認知されているとは言えない。今後はもっと周知させる必要がある。

・「民事法律扶助業務」は資力の乏しい人を対象としている。相談者は無料で相談を受けることができる（法律相談援助）。弁護士に委任した場合の費用を法テラスが担当弁護士に立替払いしてくれる（代理援助）。後日、その費用を相談者が分割で法テラスに返済していく方法を取っている。法テラスの法律相談を予約する際は、資力について

尋ねられることがある。

・「情報提供業務」は、法的トラブルに「どこで相談したらいいのかわからない」という方に電話（0570-078274：おなやみなし）にて無料で法制度・相談窓口情報を提供するサービス（資力要件なし）

・「司法過疎対策」は弁護士が足りていない地域に弁護士を派遣する業務。弁護士がたんに地域にいないというのではなく、高齢者に対する弁護士が不足している場合等も質的に不足していると考え、それに対応していく方向が検討されている。

### 3. 自治体の新たな動き

#### （1）大阪市の入札制度の採用問題

大阪市長が大阪市と弁護士会の業務委託契約が随意契約で締結されていることに疑義を持ち、入札にしたいと申し入れた。それに対して、弁護士会は公益的な団体で営利を追求しないこと、相談担当弁護士に対する研修等を実施し、相談担当弁護士が受任する際には弁護士会の承認を要することで契約内容の相当性をチェックする等事件管理をしている。自治体からの苦情にも対応していると対抗。また住民サービスの低下の懸念に繋がるとの議論を重ねたため、入札の要件を加重した結果、どこからも札が入らなかった。よって今年度は従来のおおりの契約となった。

#### （2）明石市の法テラス窓口

明石市は弁護士出身の市長の働きかけにより、明石市役所内に法テラスの情報提供窓口を設置した。全国初めてのことである。

#### （3）明石市に勤務する弁護士の法律相談

明石市は弁護士を5名雇用し、勤務弁護士が市内10箇所で巡回法律相談をしている。市役所でも弁護士を活用している。

### 4. 高齢者障がい者支援のための新たな動き

#### （1）大阪弁護士会（高齢者障がい者支援センター）・・・通称「ひまわり」

ア、出張相談

高齢者障がい者から電話相談を受けて出張相談が必要と判断した場合に弁護士が自ら出張して法律相談をしている。

イ、地域包括支援センター法律支援事業の創設

地域包括支援センターに月一回ほど訪問して法律相談に応じる。現在、募集中。

ウ、高齢者虐待対応専門職チームの派遣

弁護士会で高齢者問題の専門弁護士を養成し、自治体で高齢者虐待問題チーム会議に出席しアドバイスをする。いつ相談があるかわからないので弁護士で当番を決めて待機制としている。

## (2) 法テラス

ア、スタッフ弁護士の活用

地域包括支援センター等にスタッフ弁護士が赴き、法律相談等をする事で弁護士相談や弁護士依頼に繋ぐよう活用している。

スタッフ弁護士・・・法テラスとの間で司法過疎業務に従事するために法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士のこと。平成25年3月末で233名、合計86箇所配置されている。

## (3) 明石市

弁護士を5名雇用し、巡回相談や高齢者障害者に対しては訪問相談をする。明石市に雇用されている雇用弁護士は事件を受任できないので、他の弁護士につなげている。

## (質疑応答)

A：市役所に弁護士が常駐していればよいと思うが可能か。

Q：明石市は法テラスの情報提供担当者が常駐している。法律相談はしていない。たとえば相続の質問などには法情報を提供するが、直接法律相談をする訳ではない。法テラス相談の予約、相談窓口の情報を提供している。今後の法律相談の道筋の整理をしてくれる。常駐弁護士をどの程度雇用するかは自治体の裁量である。

Q：法テラスの相談要件に「資力が不足している」とはどういう事か。

A：電話予約の際に簡単に資力の質問をして、相談者に資力があれば、弁護士会の法律相談を案内している。要件は世帯の数に応じて、収入や資産で決められている。しかし、離婚の相談をする女性は、その女性自身が申立人となり依頼人である。夫の収入は算定されないので、殆どの場合、法テラスの法律扶助制度を利用できる。

A：法テラスでは、研修している弁護士が対応していると言われている事を聞いたが、どういう事か。

Q：法テラスの常勤弁護士（スタッフ弁護士）のことですかね。法テラスのスタッフ弁護士の場合は1年間の養成期間がある。その間に1人前になることが必要である。

一通り体験して地方に赴任して弁護士活動をする。もちろんすでに司法修習を終了している。養成期間1年間の給料は法テラスが支払っている。

Q：「イソ弁」とはなにか。

A：法律事務所に雇われている勤務弁護士のこと。弁護士事務所から給料をもらっている。最近は弁護士の数が増えてきて厳しい状態である。

Q：法テラスの弁護士について。

A：以前から弁護士会の関連団体のような扶助協会が、ほぼボランティアのように扶助事業をしていた。現在は法務省管轄の法テラスで法律扶助事業を実施するようになり、規模が拡大した。個別に弁護士が法テラスと契約している。現在では多くの弁護士が契約弁護士になっている（平成24年度で53.1%）。

Q 法テラスの資力基準はどうなっているか。

A：法テラスは収入に関する基準と資産に関する基準がある。法テラスに無料法律相談の予約電話をすると、収入を尋ねられるが、それは法テラスの相談要件の該当性を確認するためである。法テラスの立替え制度を利用して弁護士に依頼する場合は、依頼者、弁護士、法テラスの三面契約となり、着手金等の報酬額は、法テラスの審査委員会が決定する。

Q：弁護士の報酬基準はどうか。

A：以前は報酬基準があったが、それが独禁法に違反していると公正取引委員会から指摘されて廃止した。ただし、弁護士会の法律相談を通して受任する場合のくれサラ事件については基準を設けている。それ以外については、報酬は著しく不合理でない内容である限り問題ないと考えられている。実際は、殆どの事務所は以前の報酬基準を各事務所の報酬基準として使っている。

Q：高齢者に対する支援とはどういうことか。どのように対応するのか。

A：たとえば息子さんが高齢の母親に対して虐待をしている場合がある。身体の虐待だけではなく経済的な虐待をしている場合、例えば、息子が母親の年金を食べ物にして、母親が食べるものにも不自由している事件がある。弁護士も事務所にだけいるのではなく高齢者のところ出向いて対応するべきと考えている。

Q：高齢者虐待問題のチーム会議での弁護士はどのような立場か。

A：虐待か否かの法的な基準を示して、判断の後押しをしたり、後で争いになった場合に備えてしっかり調査・記録を残しておくべき事項をアドバイスしたりする。成年後

見制度の利用に対する助言を行う。施設に入居させたり、生活保護制度を利用したりするのは、自治体であるが、それを法的にサポートしているが弁護士である。

Q：大阪市の入札についてはどう思うか。

A：自治体の相談は重要である。これは弁護士にとっても市民との重要な接点である。今では相談担当の弁護士を募集すれば受けたい弁護士からすぐに手が上がる。若手弁護士に法律相談を受ける機会を会均に与えて研修を含め、育てていく要素もある。弁護士会にとって、自治体の相談業務は相談の質を落とさないためにも今後も弁護士会が委託を受けるべしと考えているが、今後も予断を許さない。

Q：どこまで利益を侵害された時に弁護士相談をするべきか、弁護士に依頼すべきか。法テラスは知っているが法律相談するタイミングがわからない。

A：基本的には権利を侵された時に相談する。わからない時は、まずは法テラスに電話をしてほしい（0570-078374）。判断基準は難しいが、DVとかは現在は明らかに権利の侵害である。そのほか民事的な事では金銭問題、離婚、相続などがある。たとえば相続では、相続人間でどのように遺産を分けても良い。例えば「兄貴が少し多いけど、兄貴には親がいろいろ世話になったから、良いか。」と思うのであれば、それで合意すれば良いのであって、弁護士に依頼をする必要はない。